

令和6年度福島県水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

本県は、東北地方の一番南に位置し、全国3位の広大な面積を有し多様な地形や気候のもと、それぞれの地域の自然条件を生かして、様々な特色ある作物を生産している。

東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により一時大幅に落ち込んだ農業産出額は、令和4年は前年から57億円増の総額1,970億円となっており、震災前の約85%にまで回復している。

本県の農業産出額の30%を占める米の令和5年の主食用作付面積は、飼料用米や備蓄米からの回帰により53,100ha（前年比+1,200ha）となった。

水稻においては非主食用米における備蓄米・飼料用米の作付けが約9割を占め、加工用米および新市場開拓用米への取り組みが少ない状況にある。また水稻以外の麦・大豆、高収益作物の作付けは水田（全水稻+戦略作物等作付面積）の約3%に過ぎない。

人口減少や食の多様化による構造的な主食用米需要の減少に対応するため、今後とも生産者に対して主食用米の作付拡大は供給過剰による価格下落を招く懸念があることを十分に認識してもらうとともに、将来に向け中長期的に多様な水田農業を構築する必要があることを伝えていくことが重要である。

このため、飼料用米や備蓄米の転換維持に取り組むとともに、水稻においては加工用米、新市場開拓用米、稲WCS、水稻以外では麦・大豆、飼料作物、園芸作物等への転換をより一層促進し、自給率向上とも連動した需要に応じた水田農業の構築に取り組む必要がある。

また、「60kg当たり価格」から「10a当たり収入」さらには「時間当たり所得」への意識転換を生産者に促し、多収品種の栽培や多収栽培技術、低コスト・省力栽培技術の導入を推進するほか、競争力のある価格と十分な所得を確保することを目標に取り組む必要がある。

主食用米については事前契約を拡大し、本県産米需要の早期確保を実現するとともに、安定的な販売を確立することが不可欠である。

担い手の状況は、認定農業者数が令和3年度末において7,036経営体と令和2年度から110経営体減少した。担い手への農地の集積率は令和4年度末で40.6%と令和3年度より約1%上昇したものの、担い手の経営規模拡大は徐々に難しくなっている状況にある。

今後は、地域における「地域計画」の策定を進め、新規参入も含めた多様な担い手を確保し、耕作放棄地の拡大に歯止めをかける必要がある。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

(1) 多様な水田農業の確立推進

本県は、水田における転換作物として備蓄米や飼料用米の取り組みに特化している現状にある。今後は地域農業再生協議会ごとに地域の実態に応じた振興品目を設定し、中長期的に多様な水田農業の確立を図る。

県全体としては、水稻においては備蓄米や飼料用米に加え、加工用米、新市場開拓用米、稲WCS、水稻以外では麦・大豆、高収益作物の生産拡大を重点的に推進

する。

(2) 収益性・付加価値の向上

高収益作物については「水田農業高収益化推進計画」にもとづき、地域農業再生協議会ごとに高収益作物の導入を促進するとともに、麦・大豆については団地化・湿害対策により収量・品質を確保し、収益性向上を推進する。

また、実需者（加工・業務）との連携を進め、需要のある作物への転換を進める。

(3) 新たな市場・需要の開拓

加工用米については、加工米飯や米菓・味噌・醤油等低価格帯も含め取り組みを推進する。

新市場開拓用米については、「コメ新市場開拓等促進事業」を活用し、需要者と一体となり面積増に取り組む。

(4) 生産・流通コストの低減

県および一部市町村と連携し、低コスト生産の実現に向け、既存の技術に加え、実用的なスマート農業技術の導入を推進し、低コスト生産技術の実証、普及を進める。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

本県の水田は水稲作が中心であるが、県事業である「ふくしまならではの畑作物産地づくり推進事業」等を活用し、麦・大豆、土地利用型野菜、子実用とうもろこし等、定着度の高い転換作物の作付拡大を推進する。併せて、連作障害回避のため、飼料用米等の非主食用米を体系に組み合わせた地域の実情に応じたブロックローテーションの確立を促していく。

畑地化については、令和5年度までの実績が520haあり品目では、そばが約半数を占め、野菜、飼料作物の順に多くなっている。連作障害が少ない高収益作物については、産地化を進めるとともに畑地化へ誘導する。

そばは、これまで畑地化が進んだ品目であるが、作付けするほ場の条件や収益性など十分考慮して畑地化へ誘導する。

令和6～8年の3年間に700haの新規畑地化を目標とする。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

主食用米の「生産の目安」は、需給動向、需要量シェア、在庫量の検証をおこない、原子力被災12市町村の営農再開状況を勘案し設定する。令和6年産米の「生産の目安」は53,100haと設定し、地域農業再生協議会や方針作成者等と連携し、実現へ向け推進する。

主力品種である「コシヒカリ」への偏重を改め、本県オリジナル品種「天のつぶ」及び「里山のつぶ」の作付拡大を推進し、安定した生産量確保に結びつけ、実

需者と連携した中・外食向けを中心とした事前契約の促進を図る。

(2) 備蓄米

「天のつぶ」などで多収栽培技術を導入しつつ、県別優先枠26,313トンに加え、一般枠も有効に活用し、30,000トン令和6～8年の3年間の目標に設定する。

集荷業者への積極的な応札を働きかけるほか、国民への食料安定供給の観点から、小中規模層に対し、主食用米品種で取り組めるメリットを周知しながら、広く取組を推進する。

(3) 非主食用米

ア 飼料用米

飼料用米は、これまでの推進の経過から今後も本県の転換作物の主体と位置付け、令和8年度に10,000haを維持する。

令和6年度から一般品種における戦略作物助成の交付単価が段階的に引下げられることから、多収品種の低コスト栽培に対し、産地交付金を交付することで一般品種から多収品種への転換を早急に促す。令和8年産の多収品種割合を9割以上とする。

また、畑作物等との輪作体系における重要品目に位置付ける。

イ 米粉用米

県内での作付けは微増～横ばいで推移している。米粉用米はノングルテン食材として一定の需要があることから、実需者との結びつきを深めながら、生産拡大を推進する。

ウ 新市場開拓用米

輸出用やバイオプラスチック用で近年、増加傾向にある。「コメ新市場開拓等促進事業」等を活用し、低コスト栽培と併せて、生産拡大を積極的に推進する。

エ WCS用稲

大規模牧場の新設に伴い、需要量の拡大が見込まれる。収穫機等の機械更新や新規導入を促進し、安定供給する体制を整える。耕畜連携の取組についても併せて進め、土づくりや低コスト化を図る。

オ 加工用米

複数年契約に対する産地交付金による支援と併せて多収・低コスト化を推進することで、加工米飯や潜在的に需要の多い低価格帯も含め、加工業者等の新規需要を開拓しながら取組を拡大する。併せて「コメ新市場開拓等促進事業」等を活用し、生産拡大を積極的に推進する。

(4) 麦、大豆、飼料作物

麦は、営農再開が進む相双地方を中心に、震災前以上の作付面積に拡大している。

「きぬあずま」から「さとのそら」等への品種転換を進めるとともに、生産性向上のため、排水対策や赤かび病防除等の基本技術の徹底と輪作体系を推進する。

大豆は、震災前の作付水準に達していないが、相双地方を中心に、近年増加傾向にある。「里のほほえみ」を主体に、排水対策、適期作業等の基本技術の徹底と水稻や子実用とうもろこしの輪作体系を推進する。

麦・大豆は、県が設定した「モデル地区」の成果を基に、既存団地の規模拡大のほか、他地域への波及効果を目指す。

飼料作物は、大規模牧場の新設に伴い、WCS用稲と同様、需要量の拡大が見込ま

れる。特に子実用とうもろこしは、機械の有効利用の観点や省力的な作物として大豆大規模経営体への導入推進を図る。

さらに基盤整備事業や地域計画と連動した団地化や面的拡大に向けた取組についても協議・検討を行う。

(5) そば、なたね

そばは、畑地化による面積減少が見込まれるものの、地域における転換作物の主力であることから、産地交付金による支援を継続し、排水対策の徹底による収量安定と品質向上を図る。

なたねは、相双地方の営農再開が本格的に進んでいない地域において、水稻作付の先駆けとなる位置付けとしての作付が進んでいるほか、地域振興のための油料作物として遊休農地の解消にも寄与しており、生産拡大とともに収量の向上と安定化を図る。

(6) 地力増進作物

地力増進作物については、計画的な土づくりを進めるため、地域農業再生協議会で設定した地力増進作物のすき込み等による土壌改良・土づくりを産地交付金で支援する。

(7) 高収益作物

高収益作物については、水田農業高収益化推進計画（きゅうり、トマト（生食用、加工用）、アスパラガス、ブロッコリー、さやいんげん、たまねぎ、ねぎ、かんしょ、りんどう、トルコギキョウ、宿根かすみそう、ピーマン、いちご、ミニトマト、キク、しいたけ、かき）に基づく支援を実施し、高収益作物の本作化と定着を図る。

全県的にきゅうり、トマト、さやいんげんなどの収益性の高い品目について、施設化や省力化技術の導入、共同選果場の活用を進めながら作付推進を図る。

また、浜通りを中心にブロッコリー、たまねぎ、ねぎ等の土地利用型園芸作目の拡大を進める。

さらに基盤整備事業や地域計画と連動した団地化等に向けた取組についても協議・検討を行う。

5 作物ごとの作付予定面積等～8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

※ 地域農業再生協議会が水田収益力強化ビジョンを策定する場合には、都道府県水田収益力強化ビジョンの後に添付してください。

※ 農業再生協議会の構成員一覧（会員名簿）を添付してください。

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和8年度の作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	53,100	0	53,100	0	51,400	0
備蓄米	4,735	0	5,350	0	5,350	0
飼料用米	11,722	0	10,900	0	10,000	0
米粉用米	12	0	15	0	30	0
新市場開拓用米	142	0	200	0	400	0
WCS用稲	1,079	0	1,100	0	1,600	0
加工用米	448	0	500	0	1,400	0
麦	336	3	350	3	450	4
大豆	1,006	99	1,060	60	1,300	100
飼料作物	1,616	18	1,570	20	1,530	25
・子実用とうもろこし	8	0	15	0	25	0
そば	1,727	227	1,385	130	1,165	110
なたね	84	0	85	0	87	0
地力増進作物	5	0	5	0	5	0
高収益作物	865	0	895	0	757	0
・野菜	712	0	753	0	633	0
・花き・花木	113	0	100	0	80	0
・果樹	11	0	12	0	14	0
・その他の高収益作物	29	0	30	0	30	0
その他	36	0	35	0	35	0
・酒造好適用米	35	0	35	0	35	0
・雑穀	0	0	0	0	0	0
・青刈り稲	1	0	0	0	0	0
・その他	0	0	0	0	0	0
畑地化	490	0	300	0	200	0

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	用途名	目標	令和5年度	令和8年度
				前年度(実績)	目標値
1	飼料用米 (多収品種) (基幹作物)	【県枠】 飼料用米 多収品種推進助成	飼料用米多収品種 の取組面積 60kg当たりの生産費	— —	9,000ha 11,661円/60kg
2	加工用米 (基幹作物)	【県枠】 加工用米 複数年契約助成	加工用米 の作付面積 複数年契約の取組面積	400ha 337ha	1,400ha 1,120ha
3	新市場開拓用米 (基幹作物)	【県枠】 新市場開拓用米 取組拡大助成	新市場開拓用米 の取組面積 10a当たりの収量	141ha 570kg/10a	400ha 600kg/10a
4	飼料用トウモロコシ (青刈り(サイレージ) 及び子実用) (基幹作物)	【県枠】 飼料用トウモロコシ 助成	青刈り(サイレージ) の取組面積 10a当たりの収量	161ha 4,830kg/10a	258ha 4,910kg/10a
			子実用トウモロコシ の取組面積 10a当たりの収量	8ha 570kg/10a	25ha 600kg/10a
5	麦 (基幹作物)	【県枠】 麦・大豆 生産拡大助成	麦の取組面積 10a当たりの収量	327ha 290kg/10a	446ha 350kg/10a
	大豆 (基幹作物)		大豆の取組面積 10a当たりの収量	867ha 107kg/10a	1,200ha 180kg/10a
6	そば (基幹作物)	【国枠】 そば・なたね 助成	そばの取組面積	1,449ha	1,055ha
	なたね (基幹作物)		なたねの取組面積	63ha	87ha
7	新市場開拓用米 (基幹作物)	【国枠】 新市場開拓用米 助成	新市場開拓用米 の取組面積	11ha	400ha
8	新市場開拓用米 (基幹作物)	【国枠】 新市場開拓用米 の複数年契約助成	複数年契約 の取組面積	61ha	240ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:福島県

整理番号	用途 ※1	作期等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	【県枠】飼料用米多収品種推進助成	1	4,000	飼料用米(多収品種) (基幹作物)	低コスト生産の取組
2	【県枠】加工用米複数年契約助成	1	14,000	加工用米 (基幹作物)	品質向上並びに低コスト生産の取組
3	【県枠】新市場開拓用米取組拡大助成	1	14,000	新市場開拓用米 (基幹作物)	低コスト生産の取組
4	【県枠】飼料用トウモロコシ助成	1	4,000	飼料用トウモロコシ (基幹作物)	低コスト生産の取組
5	【県枠】麦・大豆生産拡大助成	1	5,000	麦・大豆 (基幹作物)	低コスト生産の取組
6	【国枠】そば・なたね助成	1	20,000	そば・なたね (基幹作物)	作付面積に応じて支援
7	【国枠】新市場開拓用米助成	1	20,000	新市場開拓用米 (基幹作物)	作付面積に応じて支援
8	【国枠】新市場開拓用米 の複数年契約助成	1	10,000	新市場開拓用米 (基幹作物)	複数年契約及び作付面積に応じて支援 ただし、令和6年度コメ新市場開拓等促進事業の 採択者に限る

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする用途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は用途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする用途は「1」、二毛作を対象とする用途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする用途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする用途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。